第309回名護市議会臨時会議案

令和6年1月31日提出

名護市

目　　録

議案　第 1 号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案　第 2 号　名護市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案　第 3 号　名護第一学校給食センター建築工事請負契約について

議案　第 4 号　名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約について

議案　第 5 号　名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約について

議案　第 6 号　名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約について

議案　第 7 号　令和5年度名護市一般会計補正予算（第8号）

同意　第 1 号　教育委員会の委員の任命について

議案第１号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由

市長等の常勤の特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155」を「100分の165」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第２号

名護市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

名護市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令16号）の一部改正に伴い、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市手数料条例の一部を改正する条例

名護市手数料条例（平成12年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付」に改め、同表中31の項を33の項とし、７の項から30の項まで２項ずつ繰り下げ、同表６の項中「閲覧に供する事務」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項を同表８の項とし、同表５の項中「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表７の項とし、同表中４の項を５の項とし、同項の次に次のように加える。

６　戸籍法第120条の３第２項に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき700円

別表３の項中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付」に改め、同項を同表４の項とし、同表２の項の次に次のように加える。

３　戸籍法第120条の３第２項に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき400円

書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）			
7　戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	１通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、１通につき1,400円）	5　戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	１通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、１通につき1,400円）
8　戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の６	書類１件につき　350円	6　戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類１件につき　350円

第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務			
9～33　略	略	7～31　略	略

議案第３号

名護第一学校給食センター建築工事請負契約について

名護第一学校給食センター建築工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決を求めます。

１　契約の目的　　名護第一学校給食センター建築工事請負契約
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　824,527,000円
４　契約の相手方　　㈱東開発・㈱武国建設　特定建設工事共同企業体

代表者　名護市字宇茂佐１７０３番地３３
株式会社　東開発
代表取締役　仲泊　栄次
構成員　名護市字親川１０５番地１
株式会社　武国建設
代表取締役　金城　秀樹

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第２条の規定により、本案を提出します。

議案第４号

名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約について

名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決を求めます。

１　契約の目的　　名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　358,160,000円
４　契約の相手方　　㈲北部空調設備・㈲北部電水工業　特定建設工事共同企業体

代表者　名護市字屋部１５９７番地２
有限会社　北部空調設備
取締役　仲里　仁榮
構成員　名護市字宇茂佐１６２０番地
有限会社　北部電水工業
代表取締役　末吉　常雄

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第２条の規定により、本案を提出します。

議案第５号

名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約について

名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決を求めます。

１　契約の目的　　名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　747,485,200円
４　契約の相手方　　㈱秀ＫＥＮ・㈲新川建設　特定建設工事共同企業体

代表者　名護市字中山３２４番地８
株式会社　秀ＫＥＮ
代表取締役　崎浜　秀敏
構成員　名護市字為又７５３番地１
有限会社　新川建設
代表取締役　新川　良彦

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第２条の規定により、本案を提出します。

議案第６号

名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約について

名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決を求めます。

１　契約の目的　　名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　522,390,000円
４　契約の相手方　　㈲北部空調設備・㈲ダイキ産業　特定建設工事共同企業体

代表者　名護市字屋部１５９７番地２
有限会社　北部空調設備
取締役　仲里　仁榮
構成員　名護市字屋我３３番地
有限会社　ダイキ産業
代表取締役　金城　純子

令和６年１月３１日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第２条の規定により、本案を提出します。

議案第８号

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び名護市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和６年１月31日提出

名護市議会
議長　金城　隆　殿

提出者　名護市議会議員

島袋　　力	嘉陽　宗一郎
吉居　俊平	石嶺　康政
仲尾　ちあき	宮城　さゆり
比嘉　拓也	比嘉　　忍
大城　秀樹	岸本　洋平
神山　正樹	東恩納　琢磨

提案理由
議員の期末手当を適正な額に改めるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和47年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155」を「100分の165」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の名護市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正前の名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。